

水道管布設工事における専門技術者の設置義務づけについて（お知らせ）

水道課では、適正な施工を行い、水道の安全性を確保するため、平成22年度から工事の請負者に対して管種・口径に応じた講習会を受講している「日本水道協会の配水管技能者名簿に登録された者」（専門技術者）の設置を下記のとおり義務付けしましたのでお知らせします。

記

- 1 対象工事 全ての水道管布設工事（上水道・工業用水道・簡易水道）
- 2 適用時期 平成22年4月以降の入札にかかる工事【経過措置あり】

【変更点】

水道本管布設工事を行うことができる者は下記の条件全てを満たす者とし （特殊な技術を必要とする工事は例外あり）
(1) 管工事業又は水道施設工事業 に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている者であること。 (2) 水道法第16条の2第1項による指定給水装置工事業業者（越前市水道事業給水条例（平成17年越前市条例第230号）第13条第1項に規定する指定給水装置工事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けている者であること。 (3) 市内に主たる営業所を有する者であること。 (4) 過去3年以内における本市での本管布設工事の実績（下請契約による場合を含む。）を有する者であること。

入札に参加する際には専門技術者の設置を義務付けます【経過措置あり】 専門技術者とは、次の各号のいずれかに該当し、 かつ、 <u>配水管技能者として社団法人日本水道協会に登録されている者</u> をいいます
(1) 財団法人給水工事技術振興財団が主催する給水装置工事配管技能者講習会を受講し、修了証の交付を受けている者 (2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく1級配管技能士又は2級配管技能士の資格を有する者 (3) 社団法人日本水道協会福井県支部長が認定する配管技能者の資格を有する者 (4) 日本ダクティル鉄管協会が実施する配管技能に係る講習会を受講し、修了証の交付を受けている者 (5) その他配管技能を有する者として市長が認める者

【経過措置】

平成25年3月31日までの間は

(4) 日本ダクティル鉄管協会が実施する配管技能に係る講習会を受講し、修了証の交付を受けている者

に該当する者は専門技術者とみなします。

入札資格の申請方法 入札資格要件登録申請の際に、下記の書類を添付し、水道課へ提出してください 【平成25年度までは経過措置があるため、従来の書類でも可】
(1) 代表者の履歴書及び身元証明書 (2) 主任技術者及び専門技術者届出書（様式第2号） (3) 主任技術者及び専門技術者資格確認書（様式第3号） (4) 緊急工事及び補修工事に係る協力確約書（様式第4号） (5) 工事経歴書

担当：越前市水道課 TEL 0778-22-7918